

集団的自衛権の行使容認の閣議決定に強く抗議します

私たち「中国残留邦人」は戦争により生み出されました。親きょうだいの多くは、その命を大陸で亡くしました。中国大陸に置き去りにされた末にやっと帰国した私たちは、戦争の生き証人です。そして未だに、差別やことばの壁に苦しみ続けています。

1931年、関東軍は柳条湖事件を自作自演し、現在の中国の東北部に傀儡国家「満洲国」を建国しました。1936年には、重大国策として「20ヵ年100万戸500万人の送出」を決定。各都道府県に送出数が割り当てられ、多くの人々が「開拓民」として「満洲国」へ送り出されました（1945年当時、外務省調査で32万人）。

「東洋平和」のため、「五族協和」のためと信じて渡った「満洲」で、「開拓民」は「大和民族」を増やし、食糧増産を通じて関東軍を後方支援する役割を担わされ、知らず知らずのうちに加害者の一員になっていました。

1945年8月9日のソ連参戦も8月15日の敗戦も「開拓団」には知らされませんでした。日本政府は「満洲」の放棄を決め、わたしたちは取り残され、大地を逃げ惑いました。それまで日本人に土地や暮らし、命までも奪われていた現地の人たちの報復や集団自決によって、多くの「開拓民」たちが命を失いました。生きながらえた「開拓民」たちは逃避行や極寒のなか、中国人に救われて命をつなぐことができました。

1946年5月から1949年まで続いた第一次集団引揚を「開拓民」は知る由もありませんでした。1953年に再開した第二次集団引揚も、1958年に安倍首相の祖父である岸信介首相の中国敵視政策によって中断しました。そのうえ1959年3月、日本政府は「未帰還者に関する特別措置法」を公布し、多数の残留者がいるにもかかわらず戦時死亡宣告で13,600人の戸籍を抹消。それ以外の多数を「自己の意思で帰還しない者」と認定しました。

1972年の日中国交正常化後も、日本政府は、帰国は個人の問題として私たちを放置しました。敗戦から半世紀たとうとする1994年ようやく「中国残留邦人支援法」が成立し「帰国は国の責務」となりました。そして、多くの国賠訴訟が提起されるなかで、敗戦後60年以上経た2007年に新支援を盛り込んだ「中国残留邦人新支援法」に改正されました。実に、半世紀以上もの時間がかかりましたが、まだ、問題は残っています。

自民党が「日本国憲法改正草案」を出し、日本国憲法の「改正」を公約として掲げていることを知り、私たちは憲法について学習をはじめました。

日本は侵略戦争により国内外で多くの犠牲者を出したことの反省から、日本国憲法を制定し、二度と戦争をしないという誓いを立てました。そして全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、それらを達成するために努力することを誓いました。

戦後69年の間、あの戦争で失った世界中の信頼を回復できたのは、日本国憲法があったからです。

7月1日、政府は集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。これは日本の「軍隊」が他国で武力行使することを容認し、日本国憲法を実質的に変えてしまうことを意味します。

安倍首相は集団的自衛権行使を容認するための事例として、「在外邦人保護」を挙げました。しかし、今でもなお、敗戦後からずっと帰国を果たせていない「中国残留邦人」がいます。

安倍首相は、たびたび「積極的平和主義」と言います。私たちが「満洲」に送られたとき、国は「東洋平和」のため、「五族協和」のためと言いました。しかし、実際には侵略戦争を支え、中国人の土地や暮らし、命までも奪う役割をさせられていたのです。そして敗戦時、私たち「開拓団民」はまっさきに日本政府に棄てられました。

今は、当時の状況ととてもよく似ています。

私たちは、自身の体験から、戦争が多くの犠牲者を出し、生き延びた人々をも長い間苦しめることを知っています。二度と同じ道を歩みたくありません。生き長らえた私たちは、平和を維持するために自分たちの経験を伝えるのが使命だと思っています。

二つの祖国を持つ私たちは、日中友好を願い、世界平和を願っています。そのためには、日本国憲法の平和主義を貫くことが必要です。私たちはこの閣議決定に強く抗議します。

2014年8月15日 69年目の敗戦日に
NPO 法人中国帰国者の会